

営繕工事における週休2日促進工事実施要領

(目的)

第1条 建設業の働き方改革を推進する観点から、営繕工事において週休2日の取り組みを実施する。実施にあたっては、愛知県「建築工事における週休2日制工事実施要領（令和8年2月1日施行）」（以下、県要領）に準拠し、読み替え事項および適用について以下に定めるものとする。

(読み替え事項)

第2条 県要領のうち、以下については読み替えを行うものとする。

- (1) 「監督員」については「監督職員」と読み替える。
- (2) 「現場説明書」については「特記仕様書」と読み替える。
- (3) 「週休2日制工事」については「週休2日促進工事」と読み替える。
- (4) 「建設工事成績評定要領」については「名古屋港管理組合請負工事成績評定要綱」に読み替える。
- (5) 「愛知県公共工事請負契約約款」については「名古屋港管理組合工事請負契約約款」に読み替える。

(対象工事)

第3条 名古屋港管理組合発注の営繕工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 緊急の実施が必要となる工事
- (2) 対象期間が著しく短い工事
- (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

(積算方法)

第4条 市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の補正方法については、愛知県「建築工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法の運用について」を適用する。なお、令和8年4月15日以前に上申する工事については、「営繕工事における週休2日促進工事試行要領（令和7年4月）」の第5条を適用し、本要領を適用しない。

(現場閉所（現場休息）の確認方法等)

第5条 受注者は完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。

(工事成績評定等)

第6条 工事成績評定等は次のとおりとする。

(1) 工事成績評定

令和8年3月31日以前に契約した工事における工事成績評定については「営繕工事における週休2日促進工事試行要領（令和7年4月）」の第9条を適用し、本要領を適用しない。

(2) 取組証の発行

令和8年3月31日以前に契約した工事における取組証の発行基準については「営繕工事における週休2日促進工事試行要領（令和7年4月）」の第10条を適用し、発行される取組証については本要領を適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

週休2日促進工事取組証（営繕）

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名		
本 工 事 の 業 種 ※1		
最 終 契 約 金 額 ※2	金	円
引 渡 し 年 月 日		
週 休 2 日 の 形 式 ※3	<input type="checkbox"/>	完全週休2日（土日）
	<input type="checkbox"/>	月単位の週休2日
	<input type="checkbox"/>	通期の週休2日

※1 工事公告の業種を記載

※2 最終契約金額1千万円未満の工事は発行対象外

※3 該当する形式に「○」を記載

名古屋港管理組合 建設部 担当課長（○○担当）